

会 議 録

会議の名称	平成30年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成30年5月25日（金） 午後6時05分～午後7時24分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成29年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成30年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成30年5月25日（金）午後6時5分から午後7時24分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成29年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 寄附金管理業務
- ② 年金・労務・成年後見制度相談業務
- ③ 定期予防接種費用助成事業
- ④ 在外選挙人名簿登録事務
- ⑤ 職員社会保険業務変更届
- ⑥ 臨時職員任用業務変更届
- ⑦ 在外選挙人名簿登録事務変更届
- ⑧ 職員社会保険業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 ふるさと納税業務委託について

諮問第2号 住民基本台帳事務等窓口委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

樹 一 美 寺 島 麻 希 中 澤 武 久

野 中 武 志 本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<企画政策課>

梅原企画政策課長

東條企画政策係主任

<広報秘書課>

天野広報秘書課長

<職員課>

内野人事制度等担当課長

岩佐人事研修係長

大西人事研修係主任

笠置人事研修係主事

<市民課>

高橋市民課長

井上市民係長

染谷市民係主任

永田市民係主事

中村市民係主事

<健康課>

石原健康課長

平岡健康係長

新田健康係主事

<庶務課>

中島庶務係長

野村庶務係主任

<選挙管理委員会事務局>

畑野選挙管理委員会事務局長

大野選挙係長

室井選挙係主任

富岡選挙係主事

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

前田情報システム係主事

<総務課>

水落総務課長

中村情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【松行会長】

それでは、ただいまから平成30年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に委員の欠席等の御連絡をいたします。朝倉委員及び清水委員は御都合により欠席との連絡を受けております。仮野委員は少し遅れて出席されるという連絡を受けております。

なお、審議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議は成立しております。

それでは、引き続きまして、職員の人事異動がこの春にございましたので、御紹介申し上げます。

【総務課長】

4月1日付けで事務局の職員の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。

総務部長の加藤です。

【総務部長】

総務部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】

情報公関係長の中村です。

【情報公関係長】

総務課情報公関係長の中村です。よろしくお願いいたします。

【総務課長】

以上でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

【松行会長】

それでは、平成29年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。既に皆様のお手元に届いているかと存じますが、訂正等がございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【西岡市長】

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが4件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが10件になります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第27条に基づく「ふるさと納税業務委託について」、「住民基本台帳事務等窓口委託について」の合計2件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は開始4件、廃止1件、変更10件でございます。

2 ページは課別の明細となります。

3 ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でございます。諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、目次でございます案件7の在外選挙人名簿登録事務に関しまして、保有の届出のみとなりますが、こちらに関しましては、届出の遅れ等がございまして、本日の案件の最後に行わせていただきたく、御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

ただいま、本日の流れについて、届出の遅れた案件を最後に行うとの事務局か

ら説明がございました。皆様には慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間の中で円滑な案件審議となるよう、御協力をお願いいたします。

それでは、案件につきましての説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、5ページを御覧ください。「年金・労務・成年後見制度相談業務について」、広報秘書課の案件でございます。

市では法律相談、税務相談等各種相談業務を実施しているところですが、労務関連相談については、現状市において実施している各種相談業務により網羅されておりません。よって、覚書により社会保険労務士会の協力を得て、平成30年5月より年金・労務・成年後見制度相談を開始いたします。

本業務の実施により必要な内容を新たに保有することから届け出するものです。

6ページを御覧ください。届出番号02-115「相談票」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、住所、相談内容となります。様式については7ページに付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございますでしょうか。

【本多委員】

相談件数は大体どのくらいを予定されているのでしょうか。

【広報秘書課長】

相談については1件30分程度を想定しておりまして、1日6枠まで受けられるような形となっております。ただ、これは始まったばかりの制度でして、今後どういう状況になるかわからないのですけれども、現状といたしまして5月に第1回を行っておりますが、そのときは1人だけという状況でございました。

【松行会長】

ほかに御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、8ページを御覧ください。「定期予防接種費用助成事業について」、健康課の案件でございます。

小金井市では、小児の予防接種について三鷹、武蔵野、府中及び東京都11市予防接種協議会（立川、昭島、小平、東村山、国分寺、国立、狛江、東大和、清瀬、武蔵村山）において相互乗り入れを実施しているところです。

このたび平成30年5月1日より、「小金井市定期予防接種費用助成金交付要綱」を制定し、小金井市民の小児の予防接種について、里帰りや入院等のやむを得ない事情により、小金井市及び相互乗り入れ市以外で接種した費用に対し、全額及び一部の助成を実施しています。

実施に伴い、新たに様式を保有することとなったため、届出を行うものです。

9ページを御覧ください。届出番号41-547「定期予防接種費用助成事業に係る様式一式」でございます。個人情報の内容は、10ページでございます別紙を御覧ください。様式については11ページから14ページに付けております。

15ページから17ページまでは、要綱を参考資料として付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございますでしょうか。

【白石委員】

9ページの届出状況の真ん中ちょっと上の欄ですけれども、収集方法を本人と書いてありますが、本人というのは予防接種の対象の小児あるいは保護者、どちらでしょうか。

【健康課長】

本人というのは助成の申請をいたします保護者になります。

【松行会長】

ほかに御発言ありますか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、18ページを御覧ください。「職員社会保険業務について」、職員課の案件でございます。

平成30年1月31日発厚生労働省令第10号及び3月2日発厚生労働省令第19号により、3月5日からの様式変更が示されたものの、4月30日までは経過措置として新旧様式のいずれも使用可能でした。

5月より新様式のみでの手続に移行したことから、保有する個人情報に変更が

生じたため、届出を行うものです。

19ページを御覧ください。届出番号07-248「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」を追加し、「標準報酬月額」を削除するものです。変更後の様式については、27ページ、28ページに付けております。

20ページへお戻りください。届出番号07-249「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」を追加し、「性別」「標準報酬月額」「被扶養者の有無」を削除するものです。変更後の様式については、29ページ、30ページに付けております。

21ページへお戻りください。届出番号07-250「健康保険被扶養者（異動）届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」を追加するものです。また、「異動・変更内容」及び「標準報酬月額」を削除しますが、記載が漏れておりました。申し訳ございませんでした。変更後の様式につきましては、31ページ、32ページに付けております。

22ページへお戻りください。届出番号07-255「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」「基礎年金番号」を追加するものです。変更後の様式については、33ページ、34ページに付けております。

23ページへお戻りください。届出番号07-256「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額

変更届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」「基礎年金番号」を追加するものです。変更後の様式につきましては、35ページ、36ページに付けております。

24ページへお戻りください。届出番号07-259「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録名称を「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 70歳以上被用者賞与支払届」へ変更し、個人情報の記録項目に「個人番号」「基礎年金番号」を追加するものです。変更後の様式につきましては、37ページ、38ページに付けております。

25ページへお戻りください。届出番号07-262「年金手帳再交付申請書」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録項目に「個人番号」を追加するものです。変更後の様式については39ページに付けております。

26ページへお戻りください。届出番号07-251「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）・被扶養配偶者非該当届」の廃止届出でございます。廃止理由は、様式変更に伴い、21ページの届出番号07-250「健康保険被扶養者（異動）届」へ統合されたため、廃止から3年間を保存年限とし、その後は溶解により文書廃棄を行います。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありましたが。御意見、御質問はございますでしょうか。

【白石委員】

性別のことでお伺いしたいのですけれども、この後の案件の小金井市の臨時職員の雇用関係がより明確になったのですけれども、社会保険関係でも1つだけ、20ページの資格喪失届のところだけ「性別」を書くこととなっているのですけれども、小金井市は明確な意思があると思うのですが、社会保険だけ何か特別に意味合いがあつてなのか、それとも単に喪失届だから要らないというレベルの話なのか、参考にお聞かせ願いたいと思います。

【人事制度等担当課長】

済みません。私どもで決めている様式ではなくて、年金機構で決めているので、この詳細は把握してございません。大変申しわけございません。

【白石委員】

推測するに、資格喪失だから、喪失をする元と一致していればいいという程度の実務的な判断ですか。

【人事制度等担当課長】

多分、喪失のところを判定するのに必要でない情報であろうということからだと思います。

【白石委員】

わかりました。

【多田委員】

タイトルが長いかなと。もうちょっと簡単なタイトルの届出名称にできないのでしょうか。

【人事制度等担当課長】

先ほどの御質問と同様、年金機構で定めている様式なので、対応ができないということで、申しわけございませんが、そのように考えてございます。

【松行会長】

ほかに御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、40ページを御覧ください。「臨時職員任用業務について」、職員課、庶務課の案件でございます。

正規職員、任期付き職員及び非常勤嘱託職員の採用に係る申込書の個人基本情報の内容を揃えることを目的とし、「小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」の様式を変更しました。

これに伴い、保有する個人情報の内容に変更が生じたため、届出を行うものです。

41ページを御覧ください。職員課の届出番号07-190、次ページ、庶務課の届出番号36-17「小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、それぞれ一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、正規職員、任期付き職員及び非常勤嘱託職員の採用に係る申込書の個人情報と記載内容をそろえるため、個人情報の記録項目から「性別」を削除するものです。変更後の様式につきまし

では43ページに付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問等がございますでしょうか。

【白石委員】

先ほども質問したのですけれども、「性別」削除ということは、小金井市としてのLGBT等に関する何らかの政策的な対応ということがベースになっているのかなと思うのですけれども、その背景を職員課サイドで御説明いただきたい。

【人事制度等担当課長】

今御質問いただいたように、LGBTの関係ですとか、その他の社会情勢の関係から、職員課といたしまして職員の採用というところがございましたので、事務の確認をしたところでは、先ほど総務課長から御説明差し上げましたとおり、正規職員、任期付職員、非常勤職員と臨時職員にずれがありまして、理由は定かではないのですが、臨時職員だけ性別がまだ残っていたことから統一を図るところと、性別については採用において特にそのものが何か合否に関係するということもございませんので、事務上も影響はないだろうというところで判断したものでございます。

【川井委員】

知識のためだけなのではございますけれども、この採用、市の関係としては市長と教育委員会の2つの主体があって、それ以外には採用の主体はないと考えてよろしいでしょうか。

【人事制度等担当課長】

今御質問いただいたとおり、市長と教育委員会の2つで行ってございます。

【川井委員】

市長というのは何となくわかるのですが、教育委員会は独自に採用をするケースがあるということですか。

【人事制度等担当課長】

教育委員会では非常勤嘱託職員も含めて、市長部局とは独立して雇用しているという状況でございます。

【松行会長】

ほかに御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより諮問案件に入らせていただきます。

44ページを御覧ください。「ふるさと納税業務委託について」、企画政策課の案件でございます。

本市のふるさと納税は「がんばれ小金井寄附金」として受け入れをしているものの、市への寄附額に対し、他団体への寄附による控除額が大きく上回っている状況です。ふるさと納税については、高い返礼率や地元産以外の返礼品の自粛要請等、総務省から指針から出ているものの、市場全体は拡大を続けているところであり、今後、寄附控除の増加による歳入減少傾向は続くと考えられます。

そのような中、都内26市中、20市がふるさと納税のポータルサイトを民間委託で運用していることを受け、歳入の流出に一定の対策を取るとともに、その利用による副次的な効果として、市内事業者の支援・育成やシティプロモーションを目的として、本市としても、平成30年10月を目途にふるさと納税のポータルサイトを導入するための業務委託を行う予定です。

委託業務として、ポータルサイトの管理運営、受付、収納、返礼品の配送等となりますが、寄附者がポータルサイト上で利用登録を行う形で受託者が直接個人情報収集を行います。

市から受託者へ個人情報の収集を直接的に委託する訳ではないものの、寄附の受付情報を委託者である市に提供することを委託業務内容に含むため、この度諮問するものです。

また、実施に伴い、新たに個人情報を保有するため、保有開始の届出を行うものです。

45ページを御覧ください。諮問第1号「ふるさと納税業務委託」でございます。

業務の目的としましては、歳入の流出に一定の対策をとるとともに、副次的効果として市内事業者の支援・育成やシティプロモーションを行うための諮問でございます。

委託処理する個人情報の項目は、諮問書に記載のとおり12項目ございます。

46ページには業務委託に係る業務の流れのイメージ図を付けております。

参考資料として、47ページから51ページまでに業務委託契約書（案）、52ページから57ページまでに業務委託仕様書（案）、58ページから59ペー

ジに利用に係る特記事項（案）、60ページに本件委託に関する個人情報取扱特記事項（案）、61ページから62ページに受託者の利用者が会員登録する際の同意画面、63ページから70ページまでに受託者の利用者に対する利用規約、個人情報取扱規約等を付けております。

諮問に関連する保有届としまして、71ページに届出番号01-37「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）台帳」を付けております。

個人情報の内容は氏名、住所、寄附年月日、寄附金額、寄附の使途の5項目でございます。72ページには様式を付けております。

収集方法の本人以外につきましては、ページを戻りまして68、69ページ、「4 個人情報の第三者提供について」、「(2) 寄附を受けた自治体」を御覧ください。ポータルサイトの利用者は、受託者の個人情報取扱規約に同意して自治体への寄附を行うこととなりますが、寄附内容について受託者を通じて寄附を受けた自治体へ情報提供することについて、本人の同意を得た上で行われることとなります。

【中澤委員】

業務委託仕様書（案）の、54ページ、55ページのところを見たのですけれども、委託業務がローソンとかファミリーマート、サークルKとかは書いてあるのですけれども、セブン-イレブンだけ入っていないのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

【企画政策課長】

こちらにつきましては委託先の事業者のほうでこういった形で取り扱いを行っております、我々のほうでは何でセブン-イレブンが入っていないかということについては承知しておりません。

【中澤委員】

小金井市はセブン-イレブンが一番多いから、入っていた方がいいのかなと思ったのですけれども、一番多いが入っていないからなぜなのかと思って。業者の選択なのですね。

【寺島委員】

個人情報の項目に性別が入っているのはなぜでしょうか。必要ないような気がするのですけど。

【企画政策係主任】

資料53ページの業務委託仕様書（案）に提供を受ける個人情報の一覧表が載

っているかと思うのですが、その中に性別が入っているためというところが直接的な理由でございます。実際に提供を受けるといっても、事業者であるさとふるの画面に表示されることになりまして、そこだけ未入力とすることができるものではないというところでございます。

【樹委員】

本件だけではないのですけれども、業務委託というのを市でもたくさん行っておりますけれども、今年の2月の審議会が終わった後だと思いますが、年金の委託、データ入力の委託を第三者にしたということで問題になったことがあったと思うのです。

そういう委託をして個人情報、あれは中国の業者を使ったということで、ちょっとどうなのかなという気持ちもあったのですけれども、漏れてしまって、それで市民が何かの被害にあったときにどういう補償をする業務提携がされているのかというので、60ページの個人情報取扱特記事項（案）の第7に事故発生時の報告義務というのがあって、そこに「その対処を協議するものとする」というふうに2行目に書いてあるので、これで例えば市民の損害を補償するということまでこちらは納得していいのか、読んでいいのか伺いたい。

【企画政策課長】

今回、このふるさと納税につきましては、ポータルサイトのほうに寄附者がみずから申し込みをしまして、返礼品を受け取るという形になっておりまして、その中で市も情報の提供を受けるという形でございます。

いずれにしても個人情報の取り扱いについては厳重に行わなければいけないと思っております、こちらにもこういった形で事故発生時の報告義務ということで入れさせていただいておりますけれども、ここに「その対応を協議する」ということが入っております、この場で具体的にこれがどういう内容かというのを説明するのはなかなか難しいのですけれども、我々としましては事業者と調整しながら、こちらについては適切に対応してまいりたいと考えております。

【松行会長】

樹委員、ただいまの説明で承諾されますか。

【樹委員】

承諾はしますけれども、個人情報を守るという意味でも、市の側もポータルサイトにお任せしたからというのではなくて、強い気持ちで当たっていただきたいと思っております。

【松行会長】

ただいまの樹委員の御意見、御指摘の内容は、現代社会の、特に我が国におけるこういう大量情報の処理と管理、セキュリティの保全、また万が一に災害が発生した場合にはどう対応し、いかに公共がセキュリティの損害等に対しても、あるいは安全確保の点からも担保していくかという、ポイントをずばり突かれた御意見であったかと会長も認識いたしました。

これは今後、行政が民間との委託業務を多数、また多面的な側面で展開をすることが大いにあり得ると思われまますので、ただいまの樹委員の御発言は、今後の我々の審議会でも心しておきたい点だと、会長も全体を伺いながら感じました。

ほかに御発言はございますでしょうか。

【多田委員】

20市が全てさとふると連携しているのかということと、例えば23区では何十億円と減収しているという情報がありますけれども、他団体への控除額に対して市への寄附額はどのくらいの割合なのか、どのくらい流出超過になっているのかということと、さとふると連携することによってどれだけ流出超過を食い止められるのか、その目算があればお伺いしたい。

【企画政策課長】

まず、1点目のポータルサイトを利用している20市ですけれども、これは全てさとふるといふわけではございませんで、幾つかの事業者がございまして、これは数種類の事業者が合わせて20市ということになります。

それから、小金井市の場合、流出の超過はどれくらいかということなのですが、平成28年度の結果といたしましては、小金井市への寄附額が二十数万円というところに対しまして、控除額となりますのが約2億1,000万円以上ということで、大幅なマイナスになっているという状況でございます。

見込みですけれども、今年度につきましては、まずは予算といたしましては100万円ということで予算措置をしておきまして、まず第一歩を踏み出していきたいと考えているところでございます。

【多田委員】

20万円に対して2億1,000万円で、今年度の予算として、100万円取り戻すというのはちょっと目標として低いのではないかと考えています。

【企画政策課長】

今年度のこの金額が目標を達成できたとしても大きなマイナスに、焼け石に水

というような状況であるかと思えますけれども、何もしないということよりも、まず第一歩を踏み出してみたいということですので、こちらについてはできる限り実績を上げていけるように努力を続けてまいりたいと思います。

【松行会長】

ほかに御質問はないようですので、本件を承認としてよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

73ページを御覧ください。「住民基本台帳事務等窓口委託について」、市民課の案件でございます。

本市は、出張所等がないことから、住民票の写し、戸籍全部事項証明書等の証明発行、印鑑登録事務、住民異動の手続き、マイナンバーカード関連の手続き等は、市民課の窓口1か所で扱っています。そのため、特に異動が多い3月から5月までの期間をはじめ、通年で転入転出者が多いことから、他団体と比較しても、窓口が混雑しやすい状況にあります。こうした課題に対して、これまでも、非常勤嘱託職員及び臨時職員の積極的な活用により、人件費コストを抑えながら窓口の混雑に対応するべく策を講じてきたところです。しかし、年度当初の繁忙時期に人事異動が行われること、マイナンバー制度導入による事務量の増加、さらに休日開庁業務に対応した職員の振替休暇による平日稼働率の低下等、直営を前提とした業務体制では、常に安定した市民サービスを供給し続けることが非常に困難となっている状況です。

そのような中、小金井市行財政改革プラン2020及びアクションプラン2020において、公民連携アウトソーシングの推進が柱の一つとされ、その中でも、市民課の窓口委託が取組項目として掲げられ、これまで検討を続けてきたところです。

窓口業務の一部を委託化することにより、民間ならではの接客サービスの提供、人事異動等に左右されにくい安定的なサービス水準の実現、職員の重点的な再配置、人件費コストの低減等、様々なメリットを生み出すべく、平成31年度履行開始に向けて委託業者の選考を平成30年度中に行うため、諮問を行うものです。

74ページを御覧ください。諮問第2号「住民基本台帳事務等窓口委託」でございます。

業務の目的としましては、業務委託することで民間ならではの接客サービスを

提供することをはじめ、市民サービスの向上を図るものでございます。

委託処理する個人情報の記録項目は75ページの一覧を御覧ください。

なお、市が受託者に委託する業務につきましては、84ページ中段の「8 業務内容」に記載されております。

75ページにお戻りください。本件委託に関する参考資料として76ページに業務委託のイメージ図を、77ページと78ページに委託に関するスケジュールを、79ページから90ページまでには業務委託仕様書（案）を、91ページから101ページまでには委託する各業務の内容を、102ページから106ページまでには本件委託に関する個人情報取扱特記事項を、107ページと108ページには委託した窓口業務等に関する本人確認書類の種類の例示をそれぞれ付けております。

【樹委員】

民間ならではの接客サービスの提供というのは、どういうことをイメージされているのでしょうか。

【市民係長】

民間ならではの接客サービスということでございますけれども、いろんな民間企業において、窓口業務において非常にすぐれた接客サービスを提供しているのは感じるところでございます。

市役所についても当然そのようなサービスが提供できればいいわけですが、職員は接客サービスにすぐれているから採用されているわけではなくて、そこは民間と比較すると、接客サービスというのは技術の部分が大きいところでございますので、その部分に関して民間に習うべきところは習うべきだろうと考えて、このような表現にしているところでございます。

【樹委員】

民間にもいろいろあると思いますので、そういうところを委託していただければと思います。

【松行会長】

ただいま樹委員、いろいろ実態を知っていらっしゃるゆえに、単純には一般論として論じ切れないけれどもという、そういう事実を踏まえての御意見、御発言だったと思います。

【白石委員】

反対はしませんが、とても懸念すべき材料がたくさんありますので、ちょっと

長くなるかも知れませんが、幾つか指摘させていただきたいと思います。

まず1点目は、窓口単純反復業務の部分を取り出して、そこは外部委託ですよという発想は、基本的には行政サービスの観点からすると問題があるかと思っています。自治体職員、特に行政職員はいろんな職場を回っていくわけですが、そのときにそういう窓口業務を経験する、特に住民票であるとか、印鑑であるとか、戸籍であるとか、一番根幹にかかわる仕事をきちんと現場で学ぶほうが、ほかの部署に行っても生かすことができるのです。ですから、そういう観点から、こういう切り分けについては、人事マネジメント上プラスにはならないというのが1点です。

2点目は、受付フロアマネジメント、これはある自治体で幾つかやっているのですが、むしろ行政経験の豊富な、例えば係長級で定年退職した方を再任用嘱託で配置をしているところがあるのです。そのほうがマニュアルどおりの対応以上のことができるということで、住民サービス上もそのほうがプラスになると私は思っています。

3点目は、民間事業者に委託をするという前提は、民間事業者がストライキをしないということが前提なのです。実際には、日本でも数少ないのですが、兵庫県のある市役所の受託業者が解雇・雇い止めをするという中で、当該の人たちが労働組合、ユニオンに加入してストライキをやりました。ですから、小金井市が委託をする事業者はそういう労働争議は一切起きないということを前提として考えていらっしゃるみたいですが、民間労働者というのは労働組合法に基づいてきちんとした手続を踏めば、ストライキというのは合法なのです。

公務員については、ご存じのように、地方公務員法に制約されますから、ストライキを行えば懲戒対象になる。さらに現状の非常勤嘱託職員、臨時職員について言うと、小金井市が任用している非常勤嘱託職員は特別職の地方公務員です。ですから、今の段階では労働組合法全面適用の方々です。ですから、その方々が今ストライキを行っても違法ではない。臨時職員についていうと、一般職の地方公務員ですから、正規職の常勤の地方公務員と同じ扱いになる。

ただ、2020年、あと2年後に会計年度任用職員に移行するという法律が通っています。そうすると、全てと言っていいほど、常勤的な非常勤職員については一般職地方公務員になりますから、地方公務員法全面適用になる。そうすると、ストライキ等は違法になるということで、行政サービス上はむしろ安定した公務の提供が可能になる。

ですから、本来であれば、そこを見据えて、常勤職員の配置だけで無理であれば、会計年度任用職員に移行する方々をきちんと任用して、その方々に補助的な業務をやっていただく形のほうが、住民サービス上も安定したサービスを提供できるのではないかというのが私の意見です。

ですから、あえて反対はしませんが、そういうことをもう一度きちんと小金井市として検討していただいたほうがいいかなと私は思っています。

あともう1点、日本で自治体の業務を受けている事業者はそれほど多くないです。大体どういう業者かもわかります。優良な業者もいます。不安定な業者もいます。プロポーザルで採用ということですから、それなりにハードルを高くして事業者選定をしたいと思いますけれども、そういうことを踏まえて、民間事業者にあまり過度な期待をしないほうがいいのではないかというのが私の意見です。

【松行会長】

どうもありがとうございます。近い将来に限定されておりますけれども、我が国の関係法制の行く末を見据えての白石委員の整理された4点の御質問と御意見であったかと思いますが。

【白石委員】

これは意見ですから。

【松行会長】

質問ではなくて意見でありますので、特に担当課からコメントがあればお伺いしますが、なければそれは記憶にとどめておいて、近い将来に対しての制度設計、政策設計に、そういうのに貴重な御意見として役立ててほしいかなと。会長としても伺いながらそういうふうに判断いたしました。

【中澤委員】

私もその点で意見があるのですけれども、今、都市銀行各行では2万人ぐらい人員を削減しようとしているのです。アウトソーシングイコール行政改革のプランと考えるのは、古いのではないかなと私はこれを見たとき思ったのです。確定申告がパソコンでできたり、スマートフォンでいろいろできるように、そちらのほうに力を入れたほうが、都市銀行にならえではないのですけれども、アウトソーシングで自分たちのスリム化という考え方は一回り遅い、10年ぐらい前の話じゃないかなという感じがするのです。

どんどん機械化とか、AIとかいろいろ、昨今ではしょっちゅう言っているので、銀行だって今、人がいないくらい、新店舗に行くとすごい充実されていて、

全部1人でできますよね。そういう方面にアクションプランを持っていったほうが今の意見もあってですけど、だから、アウトソーシングイコールアクションプランという考え方はできるだけなくしたほうがいいのじゃないかと思います。私の意見です。

【松行会長】

ただいま中澤委員から、白石委員の発言とは違った視点から、本質は共通する公務能率の向上と同時に、有効な手段の選択肢からよりよきものを選択していく、その一つの方法論として御意見がありました。

特に担当課から御発言ありますか。

【市民課長】

今お寄せいただきました意見を貴重な意見と捉えまして、反映させていくものについては反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【松行会長】

ほかに発言はありますか。

【本多委員】

本件の住民基本台帳の事務等窓口委託については、一定国のほうで方針が大分前に出ていたと思うのです。今回書かれているところは、小金井市の現状について、これで委託するという方向なのですが、できるようになった全体の背景が見えないかと。自分で調べたときは平成20年ぐらいにこういう方針が出ていたということなので、小金井市は大分遅れをとっているのかなというふうに見えまして、26市において既に実施している市は何市ぐらいあるのか教えていただけますか。

【市民係長】

まず、本多委員からの御質問でございますが、この背景といたしますか、流れでございますけれども、本多委員からも御指摘のあった、平成20年に確かに、窓口業務に関して委託できる範囲ということで総務省から通知がござっておりますが、その後、ちょっと先になるのですけれども、平成27年、2015年に経済財政運営と改革の基本方針という、いわゆる骨太の方針において、窓口業務のアウトソーシングがクローズアップされているところでございまして、この骨太の方針において、窓口業務をアウトソーシングする自治体を全国で倍増させるという記載がございました。

これを受けて総務省でも、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてという通知を全国的に出しているのですけれども、趣旨としますと、民間委託によって浮いた人的資源というものを、公務員がみずから対応すべき分野に集中していくべきという通知が出されております。特に窓口部門に関しては、民間委託があまり進んでいないという全国的な状況がありますので、非常に専門性が高い業務であります、定型的な業務でありますので、こういったところにおいて委託を進めていくべきということで通知が出されておりました、国を挙げて民間委託、窓口委託の推進がなされている状況でございます。

そういった流れも受けて、市の行財政改革プランにも載っております、そのプランでも市民課の窓口委託は掲げられておまして、そういった中で翻って小金井市の市民課の現状はというところで、諮問書にも現状が書かれているところでございます。あわせて、国のほうからも標準仕様書が出ておりますので、そういったものも参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

あともう1点の26市の状況でございますけれども、国で公表しているところだと、26市中15市が既に、市民課だけではないですが、窓口部門の委託は既に行っている状況でございます。

【野中委員】

1点質問なのですけれども、103ページの個人情報取扱特記事項別紙5、こちらの第6条(1)のところに「個人情報を電子データで持ち出す場合は」と書かれているのですけれども、このような委託業務の中で個人情報を電子データで持ち出すというのは想定されているのでしょうかというところで、その辺りを教えていただきたいと思っております。個人情報を持ち出したら非常に危ないというところがありますので、教えていただきたいと思っております。

【市民係長】

ただいま御指摘のあった電子データを持ち出す場合でございますが、この個人情報取扱特記事項は実は共通のものでございまして、この部分に関して特別に作ったものじゃなくて、全庁的にこれに載っているものではあるのですが、電子データを持ち出す場合ということは実際に想定しておりません。窓口の中で全て完結しておりますので、そこからデータが外に流出することは起こりえない、こういったことは想定してないというところで考えているものです。

【中澤委員】

103ページの(3)のところなのですけれども、委託した場合、作業場所に、

私用パソコンとか、もろもろの個人の私用物を一切持ち込んではいけないという条項があるのですけれども、私もこれ10年ぐらい前に実際に自分の銀行でやったのですけれども、ロッカーとか何とか新設を全部しないと。みんなかばんとか持って通ってくるわけですから、そういう手配は計画しているのですか。

何も持ち込んじゃいけないから、ロッカー等を作って、私物を全部入れなくちゃいけないですね。それから部屋に入らなくちゃいけない。そういうのがなければ、謳い文句だけでやっても実際にはそれができないので、うやむやになってしまうということがあり得るので、その辺りの用意ができていますのかどうか。例えばロッカーを50なり100新設するとか、そういう用意ができていますのか。

【市民係長】

ただいまの御指摘の点でございますが、ロッカーについては執務室の奥にございます。設置は以前からですけれども、職員が使っているところではあるのですが、それなりの数が用意されておりまして、委託事業者さんはそちらに私物は全て入れていただく。端末のそばには私物は一切持ち込ませないという取り扱いにする予定でございます。

【多田委員】

103ページの1番から5番のことですけれども、これに関しては委託先の、76ページにあるフロアマネージャーがこういうことをしないように職員を監視するのか、その隣にある白抜きの受付の小金井市の市民課の職員がそういうことをしないように監視するのか、監督権限はどちらにあるのですか。

【市民係長】

監督権限ということでございますけれども、市のほうから直接、委託事業者に対して指示命令することは偽装請負にあたりますのでできませんので、委託事業者に関しては、まず統括責任者というのを仕様でも定めております。このあたりは、80ページから81ページにかけて記載がございますが、全体を統括する責任者と現場のリーダー的な従事責任者というのを置いています。従事者の方に対しては、統括責任者がこの仕様書で定めたとおりに動いてもらえるように管理監督するというのを想定しております。

【多田委員】

76ページの黒抜きのフロアマネージャーというのが、80ページの業務統括責任者ということによろしいですね。

【市民係長】

フロアマネージャーと申しますのは、市民課のフロアにおいて市民の方がいらっしゃる時にさまざまな御案内をすとか、申請書の書き方を指導するとか、そういったところを担当するものでございます。それとは別に、業務統括責任者なり現場のリーダーがいらして、その者たちが従事者を管理監督するという立ち位置にございます。

【本多委員】

諮問理由のところ、73ページの枠の中の最後の行のところ、今回の委託に係る諮問については、業者のプロポーザルで選考を30年度中に行うためと書いてあるのですけれども、業者が決まったときには再度諮問されるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

【市民係長】

今後プロポーザルの手続きに入りますが、事業者が決定した段階でどういった形で当審議会にご報告したほうがよいかは、まだ調整ができていないのですが、事務局と調整させていただき、御報告をさせていただければと思います。

【総務課長】

審議会に諮問するのは、委託を開始する前に諮問をさせていただきますので、今回、諮問をさせていただいた後に、特に諮問内容に変更がなければ、このまま諮問はなしという形になります。

【本多委員】

プロポーザルで業者が決まったときに、個人情報取り扱いについて協議して決める項目等があるので、その辺りのところは協議の内容で委託事業者と取り決めをするのかというところがちょっと気になったので、質問しました。

【松行会長】

これは庁内で従前からの事務作業、管理作業、そういう経験がございませんと、外部の委員だけでは、今の本多委員のような発言は情報不足でできないと思います。73ページの趣旨の中には、平成30年度中に行う委託事業の選考に反映されるから諮問したのだという旨が記されておりますので、庁内の職員等、経験がなければなかなかできない質問だと思うのですが、本多委員、今の説明でよろしいでしょうか。総務課長、補足ありますか。

【総務課長】

制度としては諮問をする必要はないのですが、報告とかは任意にできるものでございますので、委員の皆様から、何か気になるところがあるということであれ

ば、今回の窓口委託というのは新しい委託でもございますので、最終的に決まった形についてどのような形になるかわかりませんが、報告についての検討はさせていただきますたいと思います。

【本多委員】

委託仕様書の中に、事業者が決まった場合に、個人情報の取り扱いについていろいろ定めるといことが書いてありますので、報告をいただければと思います。

【松行会長】

ありがとうございました。いろいろ多数の御質問と御意見を頂戴いたしました、本件を承認してよろしいでしょうか。

【川井委員】

1点。説明いただきたいのですけれども、76ページの業務フローのところなのですが、民間の事業者と職員対応との関わりのところなのですが、業者に任せ切りにしていたということを言われなような観点から、どんな形で引き継ぎというか、最後の確認がなされるのかというのをお聞きしたい。

【市民係長】

対応の御質問でございますけれども、1つを例にとつていえば、例えば住民票の証明発行の請求があつた場合に、現時点での想定ですけれども、事業者で一旦受付しまして、住民票については事業者で作成していただきますが、その内容に関しては、職員のほうで確認をしてお客様に交付するという段取りをとりますので、内容については最終的に職員がチェックをするということでございますので、そういう段取りで書類をチェックするということでございます。

【松行会長】

改めてお伺いしますが、本件を承認してよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては承認することといたします。

以上をもちまして、諮問事項につきまして審議を終了いたします。

それでは最後に、案件7の報告事項につきまして、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、109ページを御覧ください。「在外選挙人名簿登録事務について」、選挙管理委員会事務局の案件でございます。

選挙人が在外選挙人名簿に登録されるためには、国外へ転出し、領事館・大使館で手続をする必要があります。

ただし、この手続は、被登録資格として領事館の管轄区域に3ヶ月住所を有す

ることが必要となるため、申請者にとって負担が大きく感じられる場合があります。

今回、平成30年6月1日施行の公職選挙法の改正により、前述の手續方法に加え、在外選挙人名簿登録移転申請という新しい手續方法が創設されます。

具体的には、小金井市の選挙人名簿に登録されている方が、国外に転出する場合に、住民票の国外転出届出後に、小金井市選挙管理委員会に対して選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録の移転の申請を行うことができる制度になります。

これにより、選挙人は従来の国外転出後に領事館・大使館で手續をする方法と、新設される住民票の国外転出届出後に国内で手續きする方法のどちらで在外選挙人登録を行うか、選択できるようになります。

この新設される手續きに必要となる申請書等様式の届出を行うものです。

また、当該改正に伴い選挙管理委員会事務局に係る個人情報保有届出状況を確認したところ、平成11年5月1日の在外選挙法案の施行の際に届出すべきであった在外選挙人名簿登録事務様式一式について、個人情報保有の届出がされていないことが判明しました。

今後はこのようなことが無いよう確認を徹底してまいります。

大変申し訳ございません。

110ページを御覧ください。届出番号60-72「在外選挙人名簿登録事務様式一式」、保有開始届出遅れの案件でございます。

個人情報の内容は、112ページの別紙の上側、「保有開始届出」と区分された8つの様式のとおりで、これらは平成11年5月1日の在外選挙人制度が施行された当時から様式として使用開始されていたため、業務開始日は平成11年5月1日となります。

111ページへお戻りください。こちらは平成30年6月1日施行の公職選挙法改正により様式を追加するための変更届出です。追加される様式の個人情報の内容は、112ページの別紙の下側、「変更届出（追加）」と区分された5つの様式のとおりで、変更年月日は、法改正により新制度が開始される平成30年6月1日となります。

113ページから124ページまでは平成11年5月1日から使用開始されていた8つの様式を、125ページから130ページまでは平成30年6月1日から追加される5つの様式の検討案を、112ページの別紙に記載した順番に付けております。

【多田委員】

保有年限が永年とあるのですが、もし海外に行かれた方が戻ってこられた場合も永年になるのか。小金井市に限らず日本国内に帰ってこられた場合も、永年で小金井市が保存し続けるということでしょうか。

【選挙係主任】

国外から帰国されて国内の住民届出をされて、そうすると転入の届出をしてから4カ月経過をすると、在外選挙人名簿から抹消されるという制度になってございます。抹消されますと、保存年限は抹消後5年間保存して、以後、翌年に廃棄という形で運用させていただいております。

【松行会長】

ほかに御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

それでは、「その他」の報告に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程につきましては、7月19日木曜日で会議室をお取りしておりますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

【松行会長】

ただいま事務局から、次回の本審議会の開催日程等につきまして説明がございました。御承認いただければ、次回は7月19日木曜日午後6時から当801会議室で開催いたしたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、これをもちまして本日の審議会の全ての審議日程を終了とさせていただきます。

これにて散会いたします。どうも夜遅くまで審議ありがとうございました。

— 了 —